

ID: 302

担当部署: 上下水道部 水道課

処分の概要	給水装置の新設等の承認		
例規名 根拠条項	十和田市給水条例 第5条第1項		
例規番号	平成17年条例第205号		
<p>【基準】</p> <p>第5条の規定による。 (給水装置の新設等の申込み)</p> <p>第5条 給水装置の新設、改造、修繕(水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去をしようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。</p> <p>2 前項の申込みに当たり、管理者が特に必要と認めるときは、利害関係人の同意書又はこれに代わる書類の提出を求めることができる。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和4年3月31日	最終変更年月日	令和6年4月1日

ID: 303

担当部署: 上下水道部 水道課

処分の概要	設計審査及び工事検査		
例規名 根拠条項	十和田市給水条例 第7条第2項		
例規番号	平成17年条例第205号		
<p>【基準】</p> <p>第7条の規定による。 (工事の施行)</p> <p>第7条 給水装置工事は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の指定をした者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)が施行する。</p> <p>2 前項の規定により指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ管理者の設計審査(使用材料の確認を含む。)を受け、かつ、工事しゅん工後に管理者の工事検査を受けなければならない。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和4年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 306

担当部署: 上下水道部 水道課

処分の概要	加入金の還付承認		
例規名 根拠条項	十和田市給水条例 第30条第3項ただし書		
例規番号	平成17年条例第205号		
【基準】			
第30条の規定による。 (加入金)			
第30条 加入金は、専用給水装置の新設工事又は改造工事(給水管の口径を大きくする場合に限る。次項において同じ。)をしようとする者から当該工事の申込みの際に徴収する。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、申込み後に徴収することができる。			
2 加入金は、次の表のとおりとする。ただし、改造工事をする場合は、当該工事後のメーターの口径に対応する金額と当該工事前のメーターの口径に対応する金額との差額とする。			
メーター口径		金額	
13ミリメートル		44,000円	
20ミリメートル		121,000円	
25ミリメートル		198,000円	
30ミリメートル		286,000円	
40ミリメートル		627,000円	
50ミリメートル		902,000円	
75ミリメートル		1,100,000円	
100ミリメートル		2,750,000円	
125ミリメートル		3,850,000円	
150ミリメートル		5,500,000円	
3 既に納付した加入金は、還付しない。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和4年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 310

担当部署: 上下水道部 水道課

処分の概要	指定工事業者証の交付及び再交付
例規名 根拠条項	十和田市指定給水装置工事事業者規程 第5条及び第6条
例規番号	平成17年公営企業管理規程第15号
<p>【基準】</p> <p>第5条及び第6条の規定による。 (指定の基準)</p> <p>第5条 管理者は、法第16条の2第1項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定をするものとする。</p> <p>(1) 事業所ごとに第12条第1項の規定により主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること。</p> <p>(2) 次に定める機械器具を有する者であること。</p> <p>ア 金切りのこその他の管の切断用の機械器具</p> <p>イ やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具</p> <p>ウ トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具</p> <p>エ 水圧テストポンプ</p> <p>(3) 次のいずれにも該当しない者であること。</p> <p>ア 精神の機能の障害により給水装置工事業の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者</p> <p>イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>ウ 法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者</p> <p>エ 第8条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者</p> <p>オ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者</p> <p>カ 法人であって、その役員のうちアからエまでのいずれかに該当する者があるもの (指定工事業者証の交付)</p> <p>第6条 管理者は、法第16条の2第1項の指定を行ったときは、速やかに指定工事業者に指定給水装置工事業者証(以下「指定工事業者証」という。)を交付するものとする。</p> <p>2 指定工事業者は、事業の廃止を届け出たとき、又は第8条の指定の取消しを受けたときは、指定工事業者証を管理者に返納しなければならない。</p> <p>3 指定工事業者は、事業の休止を届け出たとき、又は第9条の指定の停止を受けたときは、指定工事業者証を管理者に提出しなければならない。</p> <p>4 指定工事業者は、指定工事業者証を汚損し、又は紛失したときは、再交付を申請することができる。</p>	
標準処理期間	30日
備考	

設定年月日	令和4年3月31日	最終変更年月日	年 月 日